事　務　連　絡

令和5年１１月６日

基礎研修修了後における児童発達支援管理責任者のOJT開始の届出について

平素より大変お世話になっております。児童発達支援管理責任者実践研修の受講要件につきまして、「現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験(OJT)については、基礎研修修了後「２年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「６月以上」の期間で受講を可能とする。**」となっております。一定の要件は下記のとおりですが、**OJT開始につきましては、変更届の提出**をお願いいたします。

記

１　一定の要件

（１）基礎研修受講開始時点で児童発達支援管理責任者の実務要件を満たしている

（２）基礎研修修了後のOJTについて、個別支援計画作成の一連の業務を行う

（３）個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、指定権者（板橋区）に届出を

行っている

２　OJT開始の届出方法

　（１）提出書類

　　　　変更届出書（第2号様式）、実務経験証明書、基礎研修修了証（写し）、勤務形態一

覧表

　（２）変更届出書（第2号様式）及び勤務形態一覧表の記載例

　　　　別紙のとおり

（３）提出期限

　　　　受講予定の児童発達支援管理責任者実践研修の申込期限まで

３　留意事項

　　OJT開始の変更届は**、実践研修受講に必要な指定権者への届出とは異なります**。別途、

実践研修の受講前までに、サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画

（原案）作成業務に関する届出書等をご作成のうえ、提出してください。

【別紙】

１　変更届出書（第2号様式）



変更後に対象者の職種、氏名、OJT開始時期を明記してください。

変更年月日は申請日と同一で差し支えございません。

２　勤務形態一覧表



氏名の下に「児発管OJT期間中」と明記してください。